

ネットトラブルにご注意を！

スマートフォンの普及により、インターネット利用によるトラブルが増えています。ネット利用は便利ですが、その仕組みをよく理解していないと思わぬトラブルに巻き込まれることがありますので、注意が必要です。

【事例①】
スマートフォンの悪質サイトから「登録料」として高額料金を請求された

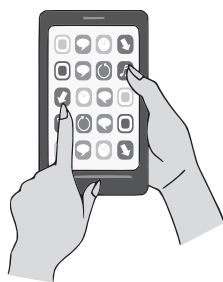
スマートフォンで無料のアダルトサイトを検索し、「18歳以上ですか」という確認画面で「はい」を選んだところ突然登録完了となり9万円の請求画面が出た。慌てて退会のメールを送信したが、登録料を支払わないと退会できないと返事がきた。支払わなければならぬだろうか。

アドバイス①

「無料」と表示し、実際には登録料として料金を請求する悪質なサイトがあります。こうしたトラブルをさけるためにも、興味本位で怪しいサイトにアクセスすることはや

めましょう。

また、退会しようと業者にメールや電話をしたり、料金を支払ったりすることはやめましょう。



【事例②】
無料のオンラインゲームを利用したが、有料アイテムを購入していた

身に覚えのない高額なクレジットの引落しがあった。カード会社に問い合わせたところ、オンラインゲームの料金だとわかった。小学生の子どもが親のスマートフォンを使って無料のオンラインゲームを利

用していたが、アイテムは有料だと気づかずに次々と購入してしまったようだ。スマートフォンに登録してあったクレジットカードの情報を利用したようだ。未成年の子どもが利用したもので、返金してほしい。

アドバイス②

オンラインゲーム自体は無料でも、ゲーム内で使用するアイテムは有料であることを知らずに、子どもが次々と購入してしまったという相談が増えています。未成年者であることを理由に、返金を求めることは難しいので、子どもにオンラインゲームを利用させる場合には、ゲームの内容や課金の仕組み、利用する機器の機能などを親子で確認しましょう。

また、機器に登録しているクレジットカード情報の管理に注意を払い、子どもが勝手に利用しないようにしましょう。

【事例③】
ネット通販を利用し、代金を振り込んだが、品物が届かない

スマートフォンで通販サイトを検索していたら、前から探していた商品を見つけた。店舗で買うよりも安かったのですが、すぐに申し込み、代金を指定された口座に振り込んだ。しかし、いつまでたっても商品が届かず、心配になって業者にメールで問い合わせたが返事がない。業者のサイトには電話番号がないので、連絡がとれず困っている。

支払い済みの代金を返してほしい。

アドバイス③

お店に行かなくても商品が購入できるネット通販は便利ですが、事例のようなトラブルもあります。サイト内の日本語表現が不自然だったり、通常の価格よりも大幅に安価の場合は、注意が必要です。また、ネット通販にはクーリング・オフ制度がありません。一度支払ってしまった代金を返してもらうことは難しいので、購入するときは慎重に判断しましょう。

消費生活相談窓口のご案内

身に覚えのない請求、商品購入や契約に関するトラブルなどでお困りの人は、消費生活相談員が対応します。ぜひご相談ください。相談は無料です。

○毎週月・水・木曜日（休日を除く）

時間 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

場所 商工課（市役所4階）

★商工課 ☎1175

○毎週火・金曜日（休日を除く）

時間 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

場所 上里町役場2階産業振興課

★上里町産業振興課 ☎1232

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

現況届は、8月以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。提出がない場合、資格があっても手当を受取る事ができなくなり、必ず提出してください。

また、所得限度額等により、以前受給できなかった人でも、所得状況等により、新たに該当する場合もありますので、申請してください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、父又は母の死亡などによって父又は母と生

計を同じくしていない子どもを育てている人や、一定の障害のある父又は母が子どもを育てている人に支給される手当です。

集中受付期間を過ぎてしまった場合でも8月29日(金)までにお手続きをしてください。

特別児童扶養手当とは

精神又は身体に一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。

用意 印鑑(朱肉を必要とするもの)・証書等

集中受付期間

8月11日(月)～15日(金)

※児童扶養手当の受付は8月1日(金)から行っています(特別児童扶養手当は11日(月)から)。

※7月末に通知を発送します。届かない場合は左記へご連絡ください。なお、現況届用紙は受付場所にあります。

★子育て支援課 ☎11330、市民福祉課 ☎13333

ひとり親家庭等医療費支給制度を「ご存じですか」

ひとり親家庭等医療費支給制度は、母子家庭等を対象に、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です。この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。

なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

対象

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども
- ・養育者(親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者)と子

子ども

・父又は母が一定の障害にある家庭の親と子ども

※「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの人(一定の障害がある場合は20歳未満の人)です。

登録手続きに必要なもの

- ①申請者と子どもの健康保険証
- ②通帳(申請者名義のもの)
- ③印鑑(朱肉を必要とするもの)
- ④申請者と子どもの戸籍謄本

(申請者が養育者であるときは子どもの父母の戸籍、又は除籍謄本も必要)

⑤所得・課税証明書(平成26年1月1日の住所が市外の人)

※児童扶養手当を受けている人又は申請中の人は、児童扶養手当証書を提示することで④の書類を省略できます。

*他の書類が必要となることもありますので、申請前に左記へお問い合わせください。

★子育て支援課 ☎11330、市民福祉課 ☎13333

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です

子ども・高齢者に対する虐待、女性への暴力、障害のある人・外国人への偏見などさまざまな人権問題が増加しています。また、インターネットを悪用した人権侵害など新たな人権問題も発生しています。

「人権尊重社会をめざす県民運動」はすべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するため、県・市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。



人権啓発フェスティバル 「ヒューマンフェスタ2014さいたま」

日時 8月22日(金) 午前10時～午後3時30分

場所 大宮ソニックシティ

内容

- ①林家たい平さん(落語家)による人権講演会
- ②県立大宮高校吹奏楽部による演奏
- ③県立上尾南高校演劇部による公演
- ④人権作文表彰・発表、人権メッセージの発表ほか

*入場無料、当日先着順、事前の申し込みは不要です。

★埼玉県人権推進課 ☎048-830-2255